

免許証交付までの期間:申請書の受付後概ね 2~4 週間

② 理容

次の両方とも当てはまる方

- ・本籍地の都道府県名または氏名の変更がある
- ・旧理容師免許証の原本を持っている

名簿訂正 ・ 免許証書換え交付

【必要書類概要】

- 理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書
- 旧理容師免許証の原本
- 戸籍抄(謄)本 または 本籍が記載されている住民票
(本籍が省略されている場合があるので要注意)
- 収入印紙1,000円分
- 3,750円払込み済の「振替払込請求書兼受領証」
又は「ご利用明細票」

詳細は次ページよりご確認ください。

(旧姓の免許証の利用、^{へいき}併記の旧姓・通称名のみの変更等の必要書類は上記とは異なりますので、次ページからのお手続きの案内によりご確認ください。)

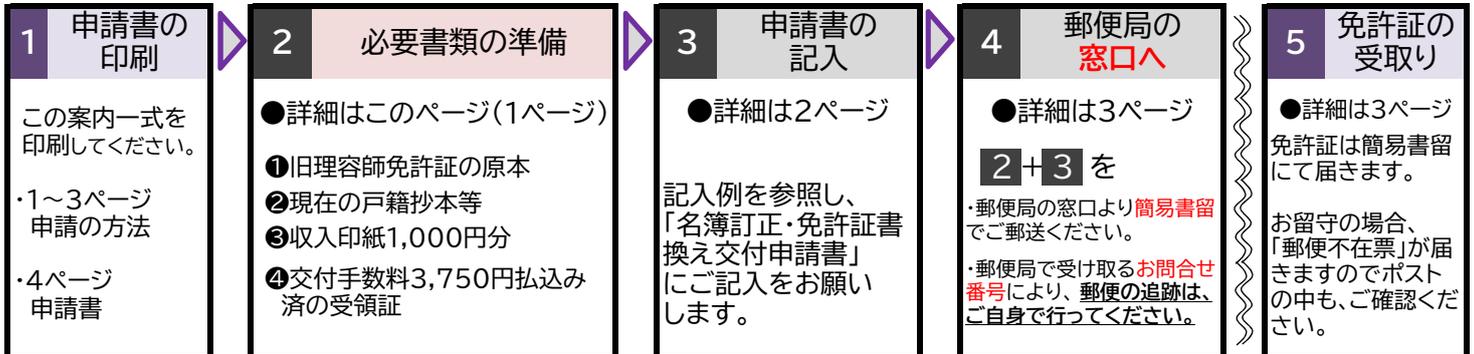
理容師「名簿訂正・免許証書換え交付」申請に関するお手続きの案内

この申請書では、次の方が対象となります。

- ・理容師名簿の登録事項(本籍地の都道府県名、国籍、氏名、性別)に変更が生じた方
- ・現在所持している理容師免許証の記載事項を変更して新たに交付する方

免許証の交付までには受付後概ね2～4週間を要しますので、余裕をもって申請してください。

お手続きの手順



2 必要書類の準備 お手続きには①～④すべてが必要です。

◆書換え交付する前の免許証(変更前の氏名、本籍地等のご本人確認)

① 旧理容師免許証の原本 ●封筒に入れる際はオモテが外側になるよう折たたんでください。

◆現在の戸籍の確認(変更後の氏名、本籍地等の確認)

② 戸籍抄(謄)本または本籍が記載されている住民票 ●申請日から6か月以内のもの ●市区町村で交付してもらってください。

◆理容師名簿の登録事項変更に係る登録免許税

③ 収入印紙1,000円分 ●申請書のオモテに貼ります。 ●郵便局で購入出来ます。

◆免許証書換え交付手数料

④ 3,750円を払込んだ受領証またはご利用明細票 ●申請書のウラに貼ります。

●ゆうちょ銀行にて払込みしてください。

●払込み先

振替口座番号等	口座記号・口座番号 00160-3 30976
	加入者名 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

郵便局に備え付けの「払込取扱票」により書換え交付手数料3,750円を払込み、「振替払込請求書兼受領証」又は「ご利用明細票」の原本を申請書の「ウラ面」に貼る。

(注1) 払込み手数料は申請者負担となります。

(注2) 申請書の受付後は返金できません。

(注3) 原本を紛失すると、郵便局で再度受領証を発行してもらえないので十分ご注意ください。



◎理容師免許証に旧姓または通称名(外国籍の方)の併記を希望する場合 ※希望しない場合は不要

●希望者には、免許証の氏名の横に、カッコで旧姓又は通称名(外国籍の方)を併記することが出来ます。

●その場合、希望する旧姓または通称名が記載されている戸籍抄(謄)本または住民票も併せて添付してください。ただし、申請書の「変更後」の「旧姓・通称名」欄に記入がない場合は、免許証に併記はされません。

※ 以下の場合、必要書類が異なります。詳細は、3ページ下❖に記載していますのでご確認ください。

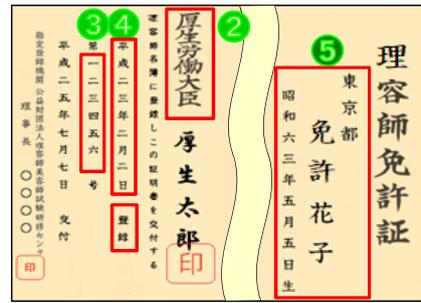
❖旧姓の理容師免許証をそのまま利用する等、免許証の書換え交付をおこなわず、理容師名簿の氏名・本籍地(都道府県)の訂正のみをおこないたい場合の申請

❖氏名・本籍地(都道府県)いずれの変更もないが、所持している理容師免許証の氏名の横にカッコで併記してある旧姓や通称名のみを変更したい、又は新たに併記のみしたい場合の申請

3 申請書の記入 名簿訂正・免許証書換え交付申請書 記入例

太枠内は必ず記入が必要です。申請書は4ページ

(注) 誤記した場合、二重線を引いて訂正してください。
訂正印は不要です。



① 1,000円分の収入印紙を貼る。(消印しないこと) ※郵便局で購入できます。

所持している理容師免許証を見ながら記入
② 交付者 ③ 登録番号 ④ 登録日

⑤ 『変更前』欄には、変更前の理容師名簿(免許証)に記載されている「本籍の都道府県名」、「ふりがな」、「氏名」、「生年月日」、「性別」をすべて記入
(旧姓・通称名欄は、旧免許証に記載がある場合のみ記入)

(注) 住所のみの変更の場合は、この申請は必要ありません。
(「本籍地」の都道府県が登録事項です。)

⑥ 『変更後』欄には、現在の「本籍の都道府県名」、「ふりがな」、「氏名」、「性別」を記入

【重要】
免許証に記載する氏名は、
筆書きの書体を使用するため戸籍の文字の形とは異なって表記される場合がありますのでご了承ください。

⑦ 理容師名簿訂正・免許証書換え交付の理由の数字に○を記入 複数○可

- ❖ 旧姓の免許証をご利用され、名簿訂正のみ申請する場合、名簿訂正の理由を○をで囲み、「5 その他」に『旧姓の免許証を利用』と記入してください。
- ❖ 免許証の書換え交付のみ申請の場合、「5 その他」に『旧姓(通称名)の変更(付加)』等、書換え交付のみの理由を記入してください。

⑧ 昼間連絡可能な電話番号を記入

名簿訂正・書換え交付 年月日	登録番号	収入印紙 1,000円	貼り付け欄 ないこと) 証は使用できません	理
※	※			
(※センター記入欄)				
どちらかに○				
理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書				
免許証を交付した者	大臣	登録第	1 昭和 2 平成 3 令和	登録年月日
② △△ 都道府県	知事	番号	1 2 3 4 5 6	④ 年 月 日
変更が生じた事項	変更前	変更後		
本籍 (外国籍の方は別欄)	⑤ 東京 都道府県	⑥ 埼玉 都道府県		
ふりがな	めんきよ はなこ	とうろく はなこ		
氏名	免許 花子	登録 花子		
旧姓・通称名 (併記を希望する場合は)		⑩ 併記を希望する方※下記参照		
生年月日	① 昭和 2 平成	6 3	5 月	5 日
性別	1 男 ② 女	1 男 ② 女		
変更の理由	⑦ ① 氏の変更 ② 名の変更 ③ 本籍の変更 ④ 性別の変更 ⑤ その他 ()			
連絡先 電話番号	⑧ 090 (0000) 0000			
住所 (免許証のお届け先)	⑨ 郵便番号 000-0000 (アパートマンション名、郵便番号、〇〇様方、店舗名まで記入すること) 東京 都道府県 〇〇区△△町0-0-0 ××理容室内			
※ [センター記入欄]				
公益財団法人 理容師美容師技能研修センター 理事長 殿 上記により、理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付を申請します。 申請日 令和 3 年 4 月 1 日				

⑨ 住所は、免許証のお届け先です。必ず受取ることができる住所を記入してください。

- (注1) 免許登録時の住所と違ってかまいません。
- (注2) 職場や帰省先の場合は、会社名や店名、〇〇様方を記入

※
⑩ 理容師免許証の氏名の横に、カッコで旧姓または通称名(外国籍の方)の併記(へいき)を希望する場合は、『変更後』の「旧姓・通称名欄」に記入してください。
その場合の必要書類は1ページ ②◎参照
ただし、この欄に記入がない場合は、免許証に併記はされません。

希望がない場合は空欄

4 送付先 郵便局の窓口へ

- ① ご自身で封筒を用意し、封筒ウラに **申請者(差出人)**の「氏名」、「郵便番号」、「住所」を必ず記入し、申請書と必要書類を同封してください。封筒の大きさは問いません。
- ② 申請書や旧免許証を封筒に入れる際は、オモテが外側になるよう折りたたんでください。
- ③ 右の送付先「送付先」を切り取り、封筒に貼ってください。

- 郵便局の窓口より、必ず簡易書留で送付願います。
- 簡易書留のお問い合わせ番号は、大切に保管し、郵便の追跡はご自身でおこなってください。

✂ 送付先 ✂

〒151-8602
東京都渋谷区笹塚2-1-6
JMFビル笹塚01(8階)
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
名簿訂正・免許証書換え交付 係

理 名簿訂正・書換え交付

5 免許証の受取り

❖ 旧姓の免許証利用等名簿訂正のみの申請の方は受取りはありません。

- 免許証は簡易書留にて受付後、概ね2~4週間で申請書に記入された『お届け先住所』宛に郵送します。
- 発送日の指定やお問い合わせは一切お受けいたしません。

※上記の期間を過ぎても免許証が届かない場合は、郵便局の窓口で受取った『簡易書留のお問合せ番号』をお手元に用意してご連絡ください。ない場合は、回答できない場合があります。

❗ 申請書が当センターに届いたか確認したい場合

『郵便局の窓口で受取った簡易書留のお問合せ番号』により、ご自身で郵便局にお問い合わせください。(郵便局のホームページの追跡サービスもご利用いただけます。)お電話での問い合わせはお受けいたしません。

❗ 免許証が届いた時に留守だったら

【郵便物等ご不在連絡票】(見本右)が届けられます。ご自身で不在票に記載されている【保管期限内】に郵便局に連絡をしてください。この期限を過ぎると、当センターへ返送されてしまいます。

当センターへ返送後に、**再郵送する場合の郵送料は、申請者負担**になりますので、必ず1度目のお届けで受け取っていただきますようお願いいたします。

免許証の発送日はお知らせすることが出来ません。

申請してから免許証が届くまでは、ポストに【不在連絡票】が届いていないかを常にご確認ください。



※ 以下の申請の場合の必要書類

❖ 旧姓の免許証をそのまま利用する等、免許証の書換え交付が不要で、『名簿訂正のみ』申請の場合

- ・必要書類は、1ページの②戸籍抄(謄)本または本籍が記載されている住民票 ③収入印紙1,000円分と、理容師免許証のコピー(オモテ・ウラ両面)です。免許証の原本は送らないでください。
- ・申請書のタイトル『名簿訂正』に○を付けてください。例)名簿訂正 免許証(免許証明書)書換え交付申請書
- ・申請書の変更の理由(5その他)に『旧姓免許証利用』等、免許証交付を不要とする理由を記入してください。
- ・名簿訂正のみの場合、受付後概ね2~4週間で名簿訂正は完了します。交付するものではありませんので特にお知らせはいたしません。

❖ 氏名・本籍地(都道府県)いずれの変更もないが、所持している免許証にカッコで併記されている旧姓や通称名の変更または付加をする、名簿訂正が不要で、『免許証書換え交付のみ』申請の場合

- ・必要書類は、1ページの①旧理容師免許証の原本 ④3,750円を払込んだ受領証またはご利用明細票と、その旧姓や通称名が記載されている戸籍抄(謄)本または住民票です。
- ・申請書のタイトル『免許証(免許証明書)書換え交付』に○を付けてください。例)名簿訂正 免許証(免許証明書)書換え交付申請書
- ・申請書の変更の理由(5その他)に『旧姓(または通称名)の変更』等、免許証書換え交付のみの理由を記入してください。

